

令和7年度 川本町公設民営学習塾管理運営業務 企画提案説明書

1. 目的

川本町は、島根県の中央部に位置し、古くから悠久の時を刻む中国太郎との異名を持つ中国地方随一の大河「江の川」の水運により、近接する世界遺産「石見銀山」や、沿線で盛んだった「たたら製鉄」に関わる人やモノの交流により栄えてきた歴史がある。

この「交流のまち」としてのDNAは、町内唯一の県立高等学校である「島根中央高等学校」（以下、「本校」という）へ引き継がれており、高校3年間を生まれ育った地域から離れて過ごす「地域みらい留学」の走りでもある「しまね留学」に10年以上も取り組み、近隣中学校の生徒数が減少する中、魅力あるカリキュラムや独創的な学校設定教科及び科目、充実した寮施設、特徴的な部活動を目的に県内外から多くの生徒が入学している。

一方、県内外の「地域みらい留学」参画校において、公設学習塾を整備する高校が増加している中、本校では、教員の勤務時間内外の補習対応や「進学ゼミ」と銘打った町からの支援等により、共通テスト等の入試対策を行っている現状である。在校生や在校生の保護者、近接小中学校の保護者、「地域みらい留学」合同説明会への参加者から、学習塾のニーズが寄せられており、学習指導強化を図ることが喫緊の課題となっている。さらに近年、大学入試は加速度的に多様化・複雑化しており、全国の入試情報の収集や入試対策の研究も不断に必要となっている。

本事業では、こうしたニーズ等に対応し、更なる高校魅力化を図るため、本校の生徒を対象とした公設民営方式による学習塾の整備及び管理運営を行い、これまでの特徴である部活動や地域活動と学業を両立させながら、国公立大学や難関私立大学を目指すことができる学習環境を整備する。

2. 業務名

令和7年度 川本町公設民営学習塾管理運営業務

3. 業務期間

契約締結日～令和8年3月31日

※提出する見積書等については、8月1日より学習塾を開講するものとして作成すること。

実際の開講日については、委託予定事業者の決定後に協議のうえ決定する。

4. 業務場所

島根県川本町大字川本 222（島根中央高等学校内）

5. 業務内容

島根中央高等学校の生徒を対象とした公設民営方式による学習塾の整備及び管理運営
(別紙「令和7年度 川本町公設民営学習塾管理運営業務」を参照)

6. 応募資格

- (1) 複数の法人による連合体(以下、「連合体」という。)、又は単独の法人であること。
- (2) 連合体の構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者であること。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (ウ) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (エ) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - (オ) 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税等の滞納がないこと。
 - (カ) 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
 - (キ) 複数の連合体構成員になって参加し、連合体構成員と単独の法人として重複して参加していないこと。

7. 募集に関するスケジュール等

業務の委託にあたり、企画提案者からの企画提案書の提出を要請し、審査の結果を通知する。

(1) 募集期間

令和7年6月24日(火)～令和7年7月25日(金) 17:00 必着

※企画提案説明書等は、川本町のホームページで閲覧及びダウンロードできるほか、以下の問い合わせ先で配付する。

(2) 質疑の受付期間

質疑がある場合は、必ず質問書(様式7)にて、7月11日(金)正午までに持参又はFAX、メールにより提出すること。

※持参の場合の受付時間は午前8時30分～午後5時まで(土・日・祝日は除く)とする。

FAX:0855-72-0635 E-mail: seisaku@town.shimane-kawamoto.lg.jp

(3) 質疑の回答予定日及び回答方法

回答は川本町ホームページにて随時回答する。

(4) 企画提案書の募集期間

令和7年6月24日(火)～令和7年7月25日(金)

(5) 企画提案プレゼンテーション

令和7年8月上旬予定 ※日時時間は応募者に追って連絡します。

- (6) 委託予定事業者の決定
令和7年8月上旬予定

【提出先及び問い合わせ先】

川本町役場まちづくり推進課 高校支援室
〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本 271-3
TEL:0855-72-0634 FAX:0855-72-0635

8. 企画提案書の作成、提出方法

(1) 作成方法

- ア、企画提案書（様式3）により作成する
 - イ、用紙の大きさはA4版縦、横書き、左綴じを原則とする。
（図表等は必要に応じA3版の折り込みも可とする）
- ※企画提案書様式3の内容を必須とし、イの原則に基づけば様式は自由とする。

(2) 提出方法

- ア、計8部提出すること
- イ、令和7年7月25日（金）17時までに持参又は郵送にて提出すること。
※持参の場合の受付時間は午前8時から午後5時まで（土・日・祝日は除く）とする。

(3) その他の書類

- ア、見積書（様式4）を1部提出すること。
- イ、類似事業に係る実績の有無が分かる書類を提出すること。

(4) 企画提案等に係る留意事項

- ア、企画提案書類が次のいずれかに該当する場合には、無効となる場合があるので注意すること。
 - ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
 - ②作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
 - ③記載すべき事項の全部、又は一部が記載されていないもの
 - ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ⑤虚偽の内容が記載されているもの
- イ、提出期限以降における企画提案書の差替え、及び再提出は認められないので留意すること。
- ウ、企画提案の採否は、文書で通知する。
- エ、採用した提案は、町により内容の一部を変更する場合がある。
- オ、本説明書に基づき提出された書類は返還しない。

9. 審査方法等

(1) 審査方法

審査会において、主に次項の評価基準に基づいて審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案をした者を本業務の受託者として選定する。

(2) 審査内容

ア 業務目的及び内容の理解度

本業務の目的、内容を十分に理解した提案内容であるか。

イ 実施体制、スケジュール

委託業務を円滑且つ安定的に遂行できる体制であるか。業務のスケジュールは適切か。

ウ 企画内容

提案内容が本町の目的を達成するために効率且つ適切な内容となっているか。

エ 見積金額

費用対効果の観点から適正な見積額となっているか。

積算根拠や経費が明確且つ妥当となっているか。

(3) 応募者への採否通知

令和7年8月上旬に提案者全員に郵送する。

10. 契約内容等

(1) 委託期間は、契約締結日～令和8年3月31日（火）までとする。

(2) 委託料上限額は21,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。塾運営に必要な設備整備費及び建物の賃貸借料、光熱水費は、発注者が負担する。

(3) 受託予定事業者と委託内容、委託料について協議のうえ、委託契約を締結する。契約締結にあたっては契約書を作成する。

(4) 本事業は、受託予定事業者、島根中央高等学校、町及び教育創生コンソーシアム島根中央の共同で行い、契約書は、受託予定事業者、町並びに教育創生コンソーシアム島根中央の三者契約とする。

(5) 原則として契約金額は契約期間終了後、業務完了検査を経た後に受託者からの請求により支払う。ただし、契約金額が3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を超える場合は、受託者は事前協議のうえ契約金額の3/10以内の範囲で前払金を請求することができる。

(6) 業務の全部、又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。